
第8章

特別支援学校での 租税教室を 行うにあたって

I 特別支援学校での租税教室

憲法第26条では、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と、教育を受ける権利について定められていますが、ここでのポイントは「ひとしく教育を受ける権利」、すなわち「教育の機会均等」が児童生徒にとっての当然の権利として定められているところにあります。

そこで、私たち税理士が行う租税教室についても、健常者と障がい者を区別することなく、同じように同質の内容の授業を行っていかなくてはなりません。

本章では、特別支援学校のうち、特に視覚障がい者、聴覚障がい者及び知的障がい者に向けた租税教室を行うにあたっての授業方法や注意点を掲載しています。

特別支援学校での租税教室は、決して難しいものではありません。注意点等を参考にして、積極的に取り組みましょう。事前の打合せを丁寧に行い、児童生徒の様子を知ることが大切だと考えます。

II 授業モデル《参加・体験型》

No.	項目	内容
1	導入	あいさつ・自己紹介
		税理士の仕事
2	税金って何？	税金とは
		役割
		歴史
		種類
3	税金の仕組み	公平な納税
		税金の使われ方
		税金の決め方
4	まとめ	

視覚障がい者

『租税教育副読本「税って何かな？」』の点字版・音声版・拡大版を参考資料として配付し（先生には通常版）、児童生徒の状況に応じた授業を組み立てましょう。

聴覚障がい者・知的障がい者

『租税教育副読本「税って何かな？」』を参考資料として配付し、「税って何かな？」パワーポイント版〔基礎編〕・〔ゲーム編〕（シナリオは第5章に掲載し、パワーポイントは日税連HPで公開しています）を利用して、児童生徒の状況に応じた授業を組み立てましょう。



視覚障がい者向け租税教室

視覚障がい者に向けた租税教室における留意点

(1) 授業の進め方に関して

①事前の打合せが重要

授業の進行のみならず、弱視、全盲、中途障がいなどの児童生徒の障がいの状況や、点字タイプライター、拡大読書器、電卓などの器具の使用状況を把握する上でも、事前の打合せが非常に重要となります。できれば事前に授業見学をしておくといでしょう。

②対話型の授業展開

視覚障がい者に向けた租税教室では板書やパワーポイントなどは利用できません。租税教育副読本「税って何かな？」や日税連の講義用テキストを基にシナリオを作成して、児童生徒との対話を中心とした授業作りを心がけましょう。

③クイズを活用する

視覚に訴えた教材を利用できないので、普通学校での授業以上に話す行為が重要となってきます。クイズ形式で児童生徒の興味を引き付けるのは有効な手段でしょう。

④話すポイントを絞る

授業の進行には思ったよりも時間がかかります。普通学校で行う場合に比べておよそ1.5倍から2倍程度の時間がかかることを目安にし、伝えたいことを絞って授業を進めましょう。

⑤先生のサポートが不可欠

児童生徒の障がいの程度に応じた進行をするには、普段から接している先生のサポートが不可欠です。事前にどのような授業をしたいのかを伝えた上で、進行のサポートを依頼しておきましょう。

(2) 授業での注意点

①ゆっくり、はっきり、大きな声で

視覚障がいのある児童生徒にとっては、耳から得る情報が最も重要となります。いつも以上に、ゆっくり、はっきり、大きな声で、伝えたいことや重要なことは繰り返し話しましょう。

また、話は簡潔に、長くならないように心がけてください。

②構えない

障がいへの配慮は必要ですが、必要以上に構えることはありません。あくまでも自然体で接するようにしましょう。

スキンシップについて

児童生徒の手を握って挨拶する、頭を撫でてあげるなどによって、児童生徒が安心する場合があります。スキンシップをとる場合は、必ず事前に学校に確認した上で、クイズに答えてくれた児童生徒と握手するなどのスキンシップをとるよう心がけましょう。

③「あれ」「これ」「それ」は使わない

「あれ」「これ」「それ」「あっち」「こっち」などの言葉は、児童生徒にとって何を指しているのか全くわかりません。具体的、明確な表現を心がけましょう。

④名前を覚える

「あなたは」や「こっちの人は」などの言葉を使わず、事前に先生から児童生徒の名前や座席配置を聞いておいて、「〇〇さん」と名前で児童生徒を呼びましょう。

⑤バッジを触ってもらう

児童生徒は色々なものに触れることが大好きです。授業の最後に税理士バッジの由来やどうすれば税理士になれるのかなどを話し、児童生徒一人一人にバッジを触ってもらいましょう。

Ⅳ 聴覚障がい者向け租税教室

聴覚障がい者に向けた租税教室における留意点

(1) 授業の進め方に関して

①事前の打合せが重要

授業の進行のみならず、児童生徒の障がいの状況などを把握するためには、事前の打合せが非常に重要となります。実際の授業の雰囲気把握の上でも、できれば事前に授業見学をしておくといでしょう。

②パワーポイントを活用する

聴覚障がい者に向けた租税教室では視覚に訴える教材を活用することが多いため、教室にはパソコンに接続可能なモニターが準備されているケースが多いようです。授業では、「税って何かな？」パワーポイント版〔基礎編〕・〔ゲーム編〕などを積極的に活用しましょう。

また、重要なキーワードや専門用語などは大きな字で板書するとよいでしょう。

③話すポイントを絞る

授業の進行には思ったよりも時間がかかりますので、伝えたいことを絞って授業を進めましょう。

④手話のサポートが不可欠

授業は、学校の先生に手話で進行をサポートしてもらいながら二人三脚で行うスタイルが基本形となります。租税教室では、「申告納税制度」など日常ではあまり使わない言葉も使用するので、通訳者にとっても事前準備が欠かせません。前もってどのような授業をしたいのかを伝えた上で、進行のサポートを依頼しておきましょう。

なお、学校の先生が対応できない場合、外部の手話通訳者の方を税理士側で用意しなくてはならないケースもあるようです。その場合は地域の手話通訳者派遣団体等に相談しましょう。

(2) 授業での注意点

① ゆっくり、はっきり、大きな声で

聴覚障がいのある児童生徒にとっては、視覚から得る情報が最も重要です。先生の手話と講師の口元を注視して何を話しているかを把握しています。

手話通訳者のスピードを意識しながら、いつも以上に、ゆっくり、はっきり、口をしっかりと動かして、伝えたいことや重要なことは繰り返し話しましょう。

また、話は簡潔に、長くならないように心がけてください。

② 構えない

障がいへの配慮は必要ですが、必要以上に構えることはありません。あくまでも自然体で接するようにしましょう。

③ 名前を覚える

ほとんどの特別支援学校は児童生徒の数が少ないため、数名程度で授業を行うことも珍しくはありません。事前に先生から児童生徒の名前や座席配置を聞いておき、「〇〇さん」と名前で児童生徒を呼ぶことにより、親近感も生まれ、良い授業ができることでしょう。

④ 簡単な手話を交える

「こんにちは」、「私の名前は〇〇です」、「よろしくお願いします」など、授業の出だしに手話を交えて挨拶すると、児童生徒はとても喜びます。ぜひ簡単な手話を身に付けてから授業に臨むようにしましょう。

《特別支援学校における租税教室モデル授業》

日本税理士会連合会では、特別支援学校での租税教室に取り組む講師の方の参考とするため、特別支援学校で行う租税教室のモデル授業として、視覚障がい者向け租税教室と聴覚障がい者向け租税教室のビデオを日税連HPで公開しています。

日税連HP内「租税教育」のページ (<https://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/education/>) からご覧ください。(※税理士以外の方はご覧いただくことができません。)



V 知的障がい者向け租税教室

知的障がい者に向けた租税教室における留意点

(1) 授業の進め方に関して

①事前の打合せが重要

授業の進行のみならず、児童生徒の障がいの状況や発達の段階等を把握するためには、事前の打合せが非常に重要となります。実際の授業の雰囲気把握の上でも、できれば事前に授業見学をしておくといでしょう。

②活動型の授業展開

集中力の持続が困難な児童生徒もいるため、一方的な説明にならないように、パネルやグッズ、タブレットなどを活用して児童生徒が活動できるよう飽きさせない工夫をしましょう。

③話すポイントを絞る

授業の進行には思ったよりも時間がかかりますので、伝えたいことを絞って授業を進めましょう。

④先生のサポートが不可欠

児童生徒の障がいの程度に応じた進行をするには、普段から接している先生のサポートが不可欠です。事前にどのような授業をしたいかを伝えた上で、進行のサポートを依頼しておきましょう。

(2) 授業での注意点

①ゆっくり、はっきり、大きな声で

児童生徒の状況を見ながら、いつも以上に、ゆっくり、はっきり、大きな声で、伝えたいことや重要なことは繰り返し話しましょう。

また、話は簡潔に、長くならないように心がけてください。

②構えない

障がいへの配慮は必要ですが、必要以上に構えることはありません。あくまでも自然体で接するようにしましょう。

③名前を覚える

事前に先生から児童生徒の名前や座席配置を聞いておき、「〇〇さん」と名前で児童生徒を呼ぶことにより、親近感も生まれ、良い授業ができることでしょう。